

## 石川三郎家文書

ひとつで、近世後期には旗本須田領の名主を勤めていました。

石川家文書は近世から明治前期の戸長役場時代まで一貫する豊富な村方史料群として知られています。同家には、

鹿沼市上石川の石川三郎家から、三四九四点の古文書が栃木県立文書館に寄託されています。既に『栃木県史料所在目録第十集鹿沼市（上）』として目録が刊行され、栃木県史や鹿沼市史の編さんにも利用されています。

上石川は、鹿沼市東南部の台地上に位置し近年大きな変貌をとげていますが、近世までは畑作中心の村であり、村の周辺部には未墾の原野が入会地として広がっていました。元禄の頃には須田と畠山の旗本二人の知行所に分郷され明治に及んでいます。石川三郎家は上石川の草分け筋の由緒をもつ家の

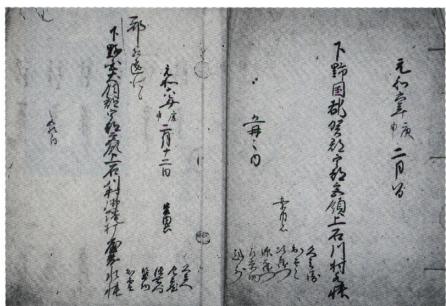


写真1. 元和6年 上石川村御縄打水帳 (No.181) 部分 (表紙)

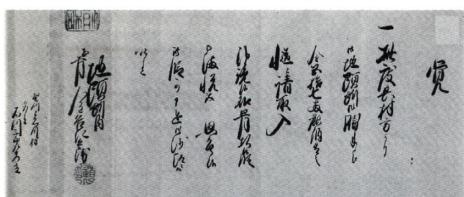


写真2. 子11月 献納金請取覚 (No.イ1004)

に書き上げられています。なお「郡相違仕候」と訂正されている「天飼郡上石川村」の標記も気になるところです。石川家が名主を勤めていた幕末期の文書が史料の中核を占め、中でも近世から明治前期に続く多くの「御用留」「日記」は大きな特色です。これらは個人的な日記ではなく名主としての「地頭

真1は、近世初頭の元和六（一六二〇）年、本多正純時代の検地帳です。二月八日から十二日までの五日間にわたり、

田五十町、畠屋敷九十九町余が計五冊

に書き上げられています。なお「郡相

違仕候」と訂正されている「天飼郡上石川村」の標記も気になるところです。

石川家が名主を勤めていた幕末期の文

書が史料の中核を占め、中でも近世か

ら明治前期に続く多くの「御用留」「日

記」は大きな特色です。これらは個人的な日記ではなく名主としての「地頭役場日記」「役用日記」であり、旗本用人との間で取り交わされた多数の文書状とともに地域の歴史解明の絶好の史料となるものです。写真2は旗本の献納金請取であり、書状は当時の旗本の問題が専ら財政逼迫に集中していたことを伝えています。

幕末期の石川家は組合村の小総代も務めています。関東御取締出役からの

触れは、榆木宿の大総代を経て上石川

村小総代に、小総代から五ヶ村の村々へと回状によつて伝えられます。この

回状が多数残っているのも大きな特色

で、同家の活動が旗本須田知行所にとどまらない広範囲に及んでいた状況を示しています。ただし、これら回状には干支の記載のみで年号が記されてないものも多く不便ですが、その際には写真3の「御用留」のような関東御取締出役の御用留が有用な手引きとなり

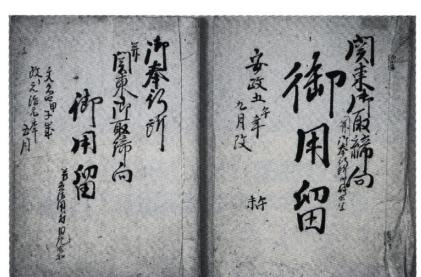


写真3. 安政5年 関東御取締向御用留 (No.25・27) 部分 (表紙)

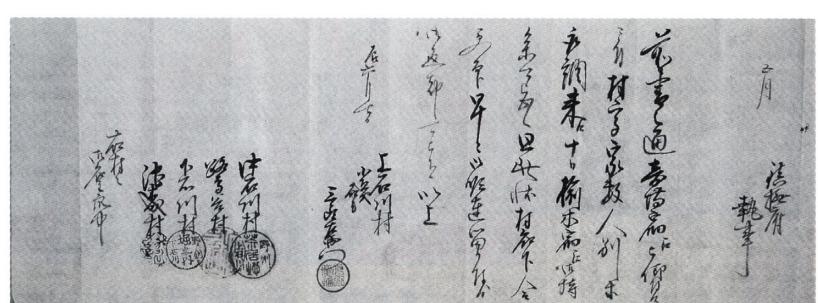


写真4. 辰6月 鎮撫府触 (No.イ 877) 部分 (回状部)

ます。組合村は幕末の治安維持に動員され大きな役割を果たし、さらに明治の新政府にも引き継がれていきます。

写真4、慶應四年六月の鎮撫府触は、官軍方が組合村の組織を利用して下野の元公領、旗本領の人別、上納筋まで掌握しようしています。戊辰戦争直後、まだまだ大区小区制などの近代的制度が生まれる以前の状況です。